

# 【緊急対応編】

### 1 緊急時の対応

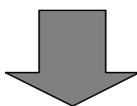
#### (1) 学校への不審者侵入

##### 第1段階

正当な理由のない者が学校内へ立ち入った場合の初動対応

##### 退去を求める

正当な理由のない者が学校内に立ち入った場合、他の教職員に連絡し協力を求める。  
身を守るため、相手と一定の距離を保ちながら対応し、退去するよう丁寧に説得する。  
退去の説得に応じない、暴力的な言動をするなどの行動が見られた場合には、不審者として速やかに警察へ連絡する。



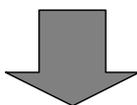
##### 第2段階

不審者が周囲に危害を加える行動をとった場合の対応



##### 児童・生徒の安全確保

児童・生徒の避難誘導、安全確保を最優先に行動する。  
不審者が暴力行為を働き、抑止できない場合には、周囲に危険を知らせるとともに、机や椅子などの身近にあるものを活用し、不審者の行動を制限する。  
事件に気付いた教職員は、直ちに全校に知らせるとともに管理職に報告し、警察・消防等に通報する。



##### 第3段階

児童・生徒への被害の拡大を防ぐための対応

##### 誘導・救護・引渡し

教室等への侵入の危険性が低い場合は、危険のない方向へ児童・生徒を誘導した後、安全の確認と状況の掌握をする。  
避難場所は周囲の状況を的確に判断し、決定する。  
避難場所から移動せず、児童・生徒を見守り、保護する教職員を決める。  
負傷者がいる場合、応急手当に着手するとともに救急車の出動を要請する。  
救護班は、誰がどのような状態で応急処置を受け、どこの医療機関へ移送したかを記録し、保護者に連絡する。  
安全確認後、下校の判断を行い、安全に児童・生徒を保護者に引き渡す。

校外学習等の場合は、これを参考に状況に合わせて対応する。

## 退去を求めるまでの留意点

日ごろから出入口を限定し、登下校時以外は施錠するなど、適切に管理する。

来校者は必ず受付を通るよう看板等の表示をして管理する。

来校者へのあいさつ、声かけを励行し、受付を行っていないと思われる来校者には、用件をたずねる。用件が明らかで正当な場合は、受付を済ませるよう案内する。

不自然な場所に立ち入っていたり、用件が明確でなく、不審な所持品・挙動などが見られたりする場合は複数の職員で対応するなど慎重に対処する。

一旦退去しても再び学校内に侵入したり、学校周辺に居続けたりする可能性があるため、しばらくの間様子を観察する。

警察や教育委員会に報告し、地域や近隣の学校等と情報を共有する。

## 児童・生徒の安全確保についての留意点

児童・生徒が近くにいる場合は、助けを求めるために児童・生徒だけを残してその場を離れることはせず、大声、防犯ブザー、ホイッスル、通報装置、火災報知器等を活用し、周囲に知らせる。

不審者から児童・生徒を遠ざけ、安全な場所に避難させる。

できるだけ複数で対応し、周囲にある机や椅子、消火器等あらゆる物を活用して防御する。不審者が凶器を持っている場合は無理に取り押さえようとせず、不審者の行動・移動を阻止しながら警察の到着を待つ。

## 誘導・救護・引渡しについての留意点

避難場所については、予め複数箇所を選定しておき、緊急時の状況に応じた安全な箇所に決定する。

避難場所における児童・生徒の安全確保に必要な人員を配置する。

けがをした児童・生徒の有無を確認する。負傷者がいる場合は、速やかに救急車の出動を要請するとともに応急処置を行い、管理職に報告する。

なお、病院へ移送する際は、教職員が付き添い、保護者が来院するまで待つ。

校舎内や学校周辺を巡視し、けがをした者が残されていないか確認する。

児童・生徒と学校周辺の状況を把握したうえで下校を決定する。必要に応じて緊急連絡網により保護者に連絡し、来校を要請する。

生徒が遠方から通学している高等学校や養護学校などにおいては、保護者に連絡し、通学路の安全を確認したうえで集団下校させる。

引渡しに際しては、教室を地区ごとに分けるなどして保護者がわかりやすいようにする。教職員が寄り添い・声かけなどを行う。

「引渡しカード」等を作成し、帰宅した児童・生徒をチェックする。

## (2) 登下校時の被害発生

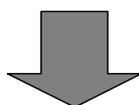
### 第1段階

#### 登下校時に被害が発生した場合の初動対応

##### 情報収集

事故や加害行為を受けてけがをしたのか、つきまとい等にあっているのか、誘拐なのか等の情報を迅速かつ正確に収集する。

- ・ 保護者や地域の方々が不審者を発見したり、犯罪や事故が発生したりした時には、直ちに警察に通報してもらうとともに、学校に情報提供をしてもらう。保護者や地域の方から一報を受けた場合、直ちに、警察等関係機関からの正確な情報の収集を行う。
- ・ 保護者及び警察、消防、教育委員会、地域団体等へ連絡し協力を依頼する。
- ・ 教職員を派遣して状況の把握に努める。(調査確認)



### 第2段階

#### 捜索・保護及び被害拡大の防止

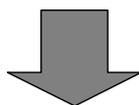
##### 児童・生徒の安全確保

児童・生徒の安全確保を最優先に、対象者の発見と保護に努める。

〔 保護者及び警察、消防、教育委員会、近隣校、地域団体等への連絡、協力依頼  
教職員の派遣(捜索、保護) 〕

被害の拡大を防止するため、全校生徒に対する登下校方法についての緊急指導や保護者等への連絡を行う。

- ・ 情報を発信する担当職員を決めておき、窓口を一本化する。
- ・ 緊急時には、緊急連絡網や地域の防災無線等を用いて、保護者や地域の方々に正確な情報を迅速かつ的確に発信する。必要に応じて、保護者会を開催し、状況や学校としての取組を説明するとともに、協力依頼をする。
- ・ 緊急連絡網により保護者に連絡し、学校に迎えに来てもらう。児童・生徒が安全に登下校できるよう、集団による登下校体制を組むとともに、保護者に同伴を依頼する
- ・ P T A や関係機関等の協力を得て、学校周辺および校内の巡回を強化する
- ・ P T A、自治会、青少年育成諸団体、警察等の協力を得て、学区内の巡回を行うとともに、学区内の状況を学校へ情報提供してもらう。



### 第3段階

#### 発見に時間がかかる場合の対応

##### 捜索の継続と安全対策の強化

保護者、警察等との連携を一層強化しながら発見、保護に努める。

防犯、安全情報の一層の収集強化と児童・生徒や保護者への指導、情報発信に努める。

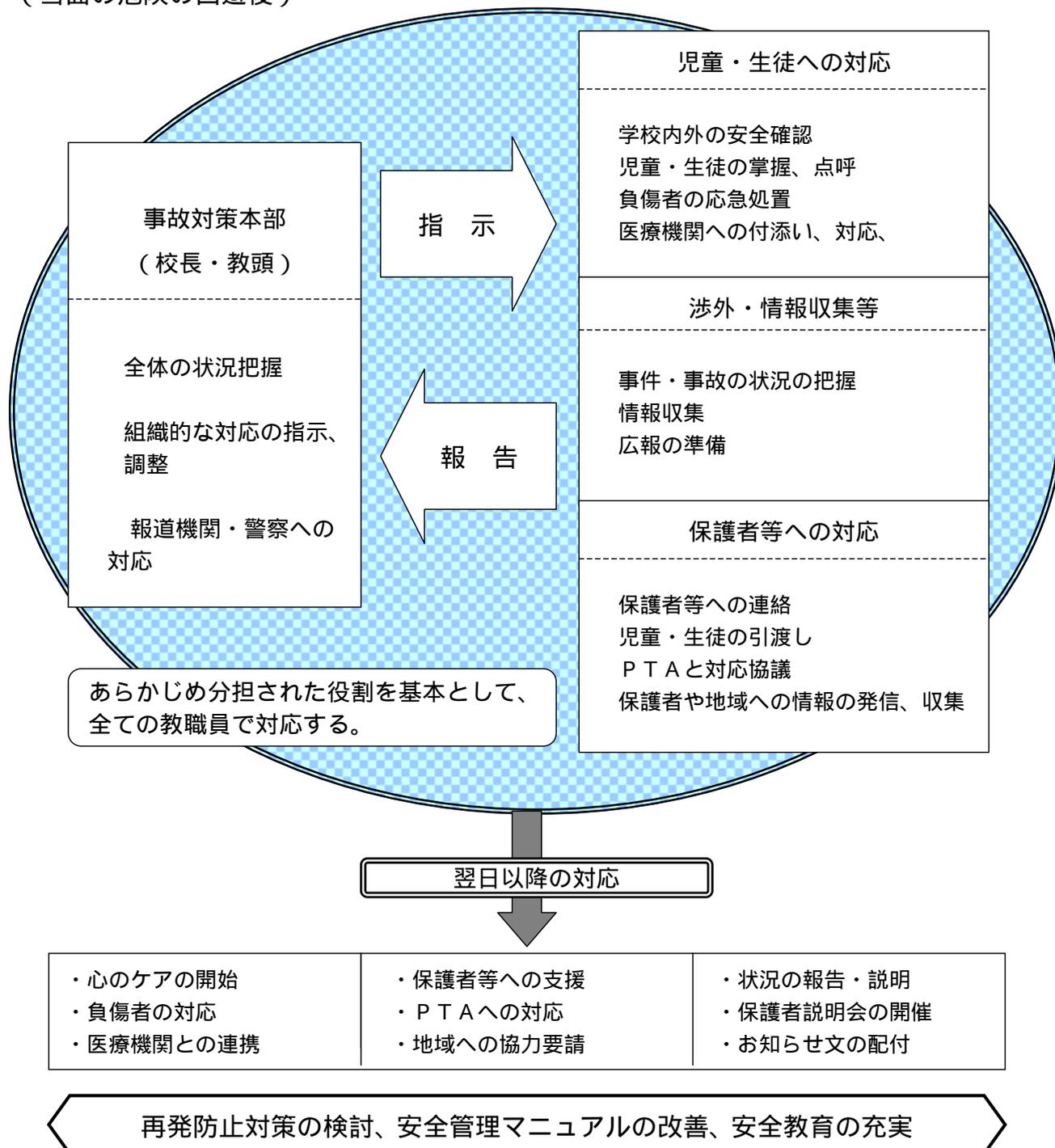
## 2 緊急事態収束後の対応

### (1) 事件・事故対策本部の設置

不審者を取り押さえられるなど当面の危険が回避された後においても、被害の拡大防止や保護者・関係機関との連絡調整、児童・生徒の心のケアなど、事態の収束を図るために適切な対応を行う必要があります。

このような対応を円滑に実施するためには、あらかじめ事故対策本部などの組織を定めておき、教職員がそれぞれの役割を認識しておくことが重要です。

(当面の危険の回避後)



## (2) 事件・事故の再発防止策の実施

事件・事故が発生した場合、その大小に関わらず、事件・事故が発生した事実を厳粛に受け止め、これまでの取組みや対策を見直し、再発防止に向けた対策を講じる必要があります。

### 【再発防止に向けた対策】

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| ・職員の危機管理意識の徹底、向上 | ・安全点検の実施と問題点の改善   |
| ・安全管理マニュアルの点検、改善 | ・安全教育の内容や指導体制の見直し |
| ・緊急時に備えた役割分担の見直し | ・保護者・地域との連携の推進    |

## (3) 保護者・報道機関への対応

### ア 保護者への報告

子どもが被害にあった場合、その保護者に速やかに連絡し、病院または学校へ急行することはもちろんですが、事件・事故の重大性などによっては、できるだけ速やかに保護者会を開催し、「事件・事故についての報告」、「児童・生徒の心のケアを含めた今後の対応」等について説明することが必要です。

### 【保護者会の内容の一例】

- |   |  |
|---|--|
| 1 事件・事故に関する説明<br>・発生日時、場所、経過<br>・被害の程度、被害者の人数<br>・加害者に関する情報 | 3 今後の対応<br>・児童・生徒の心のケア、家庭訪問<br>・安全対策、休校措置<br>・関係機関との連携<br>・学校への協力の依頼 |
| 2 被害者への対応<br>・応急手当、医療機関への移送の状況                              | 4 質疑応答   |

臨時休業した場合は、学校の再開の見通しと今後の流れについても説明をする。

### イ 報道機関への対応

重大な事件・事故が発生した場合、報道機関等からの問い合わせや取材が入ることがありますが、対応の際は次の点に留意する必要があります。

#### (ア) 正確な情報の収集、把握、整理

事件・事故の発生日時、場所、内容、時系列の経過、今後の対応などを正確に記録し分析しておく。

誤報を避けるため、わからないことは「現時点ではわからない」と明確に回答し、判明した時点で回答する。

#### (イ) 窓口の一本化

情報の混乱を避けるため、窓口は管理職等に一本化する。

対応する職員により回答に齟齬が生じないように、回答内容は事前に整理しておく。

#### (ウ) 個人情報の保護

児童・生徒の個人情報の取扱いについて、十分配慮する。

#### (4) 児童・生徒の心のケア

##### ア 学校内の心のケアの体制づくり

(ア) 適宜、職員会議を開催し、状況の把握と児童・生徒の心身への影響や対応策について共通理解を図る。

(イ) 家庭訪問や地域の巡回を通して、児童・生徒やその家族の状況確認を行う。

体調、睡眠、食欲、表情などの健康状態と、心配なことや困っていることなどの確認を行う。

配慮を要する児童・生徒の情報を収集するとともに、必要な対応策を検討する。また、関係機関との連絡調整を行う。

(ウ) 健康相談活動を行う。

心の健康状態を把握できるようなアンケート調査等を実施する。

相談機関を設定して、個別に相談を行う。

(エ) 心のケアに関する専門的な情報収集と共通理解を図る。

(オ) 心的外傷による影響は長期にわたり現れることもあり、学校医やスクールカウンセラー、専門医等の関係機関との連携も含めた持続的な観察とケアについて必要な対応策を講じていく。

##### イ 時系列による影響の特徴とその対応

【参考「非常災害時における子どもの心のケアのために 改訂版」(平成15年8月文部科学省)】

	症 状	対 応
急性反応期 (事件後2～3日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>不安と恐怖感</li> <li>抑うつ・不安・絶望・過活動・ひきこもり等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの安全の確保</li> <li>外傷など身体的問題の手当</li> </ul>
身体症状期 (事件後1週間程度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>頭痛、腹痛、食欲不振、吐き気、嘔吐、高血圧等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体状況のチェック</li> <li>受容的、支持的に対応</li> </ul>
精神症状期 (事件後1か月間程度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「そう状態」になったり「うつ状態」になる。</li> <li>注意集中が困難、多弁・多動、攻撃的、罪悪感</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>訴えをよく聴く。</li> <li>言葉かけを多くして、簡単な手伝いをさせる。</li> <li>必ず元に戻ることを伝え安心させる。</li> </ul>
外傷後ストレス障害(PTSD) (事件後1か月以後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事件を再体験する症状(事件のことを思い出したり事件の夢をみる)</li> <li>回避しようとする症状(事件を思い出したくない、事件の起きた場所や状況を避ける)</li> <li>覚醒レベルの亢進した症状(寝付きにくい、集中しにくい、警戒心が強くなる)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの話を十分に聴く。</li> <li>子どもが気にしていない症状は、積極的に取り上げない。</li> <li>遊びと運動を増やし、家族・学校・地域社会の人間関係を良好にする。</li> <li>重症の場合、精神科医等の専門家との連携も必要</li> </ul>
遅発性 PTSD (事件後数ヶ月以後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事件後、症状が現れなかったり、一時的に不安や恐怖が認められていても症状が消失していた子どもが、数ヶ月以上経過した後に PTSD の症状を現す。</li> <li>睡眠障害、集中困難、焦燥感</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事件発生時と同じ条件や類似した状況に遭遇すると再び不安定になるので、日ごろから注意深く観察し、安心させる状態を準備しておく。</li> </ul>
アニバーサリー反応	<ul style="list-style-type: none"> <li>事件があった1年後や2年後などの同日が近づくと、子どもが不安定になったり、種々の反応を示す場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その日が近づくと、反応を生じる可能性があることを保護者にも伝え、対応方法を考えておく。</li> <li>追悼式等の行事を行う場合は注意する。</li> </ul>

## ウ 発達段階による影響の特徴とその対応

【参考「非常災害時における子どもの心のケアのために 改訂版」(平成15年8月文部科学省)】

	小学生	中学生	高校生
退行現象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親に食べさせてもらおうとしたり、着せてもらおうとしたりする。</li> <li>・親の気を引こうとしたり、しがみついたりする。</li> <li>・ちょっとしたことでめそめそしたり、怖い夢を見たりする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の気を引こうとする。</li> <li>・手伝い等、それまでできていたことができなくなる。</li> <li>・落ち着きがなくなったり、物事に集中できなくなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的な関心や活動への興味が減少する。</li> <li>・責任ある行動が欠如する。</li> </ul>
生理的反応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頭痛や頭重を訴える。</li> <li>・目がかすむ等の視覚障害、聞こえにくい等の聴覚障害を訴える。</li> <li>・吐き気を訴える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頭痛や腹痛を訴える。</li> <li>・食欲が低下したり、食べ過ぎたりする。</li> <li>・便秘や下痢をしやすいようになる。</li> <li>・寝付きが悪くなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頭痛や腹痛を訴える。</li> <li>・食欲不振や過食になる。</li> <li>・排尿、排便障害になる。</li> <li>・睡眠障害が起こる。</li> <li>・月経痛や月経不順になる。</li> </ul>
情緒的反応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着きがなくなる。</li> <li>・反抗したり、攻撃的になりやすい。</li> <li>・注意の集中が困難になる。</li> <li>・学校や家庭での人間関係を避け、ひきこもりがちになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲間とのつきあいを嫌がる。</li> <li>・いらいらしやすくちょっとしたことで激怒したり粗暴になったりする。</li> <li>・それまで好きだった趣味等に興味を失う。</li> <li>・感情が抑うつ的になり、悲しくなったり涙もろくなったりする。</li> <li>・反社会的行動が見られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的活動レベルの亢進又は低下。</li> <li>・自分で計画を立てたり、実行することが困難になる。</li> <li>・不満足感や絶望感が見られる。</li> <li>・家族や仲間から孤立したり、飲酒等の行動に陥る</li> <li>・盗みや破壊などの反社会的行動や家族、仲間への過度の攻撃性が見られる。</li> </ul>
対応の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの話をよく聴く。</li> <li>・甘えたり反抗的になっても、あわてず長い目で見守る。</li> <li>・できるだけ言葉かけをし、手伝い等を通じてふれあう機会を多く持つ。</li> <li>・子どもが嫌がることは強制しないようにする</li> <li>・遊びや身体活動の機会を与える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち込んでいる子どもには、教師や友達が支援しているという姿勢を伝える。</li> <li>・学級等の集団で、それぞれの子どもがどのような心理状態にあるかについて話し合い相互理解を図る。</li> <li>・友達と楽しく遊んだり話し合うように言葉かけをする。</li> <li>・勉強や手伝いができなくなってもしばらく静観する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静観し、温かく見守る。</li> <li>・家族や仲間と事件時の体験を語り合い、励ましあう。</li> <li>・飲酒等の行動が認められたり、うつ状態になって自殺をほのめかす場合には、専門機関と連携をとる。</li> </ul>

\* 身体的訴え(頭痛、吐き気、嘔吐など)が認められた場合、身体の精密検査を行い、症状が発見されればその治療を行う。また、精神面への配慮を行う。

### 教職員の心のケアについて

学校で事件や事故等が起こった場合、教職員にも心的外傷が生じる可能性があります。こうした症状の予防もしくは軽減のために行いうる手段の一つとしてグループによる話し合いがあります。体験を共有している教職員同士で、自分たちが経験した恐怖、怒り、悲嘆などの感情や、身体的・精神的な症状を話し合って共有することが、その体験からの回復の一助となります。

また、心身の過度の疲労のために業務の遂行に支障が生じている場合には、日常の業務から外れて十分な休養をとり、医学的・心理学的な援助を受ける必要があります。

このような場合、本人には自覚が全くないことが珍しくありません。これは「否認」という心の働きによるものと思われます。自分の苦痛な状態を否認して業務の継続を望むのは、概して熱心で責任感の強い人であることが多く、そのような人を業務から外すことに対しては強い抵抗を感じることがありますが、それが結果的には教職員のため、ひいては子どものためになることを理解しておく必要があります。